

北海道告示第10951号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和2年7月27日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 地域医療支援体制構築事業費補助金 新型コロナウイルス感染症患者が増加した場合において、地域で維持する必要がある医療機能を担う医療機関に自院の医師等の医療従事者を派遣する医療機関に対して支援を行うことにより、救急医療等の地域医療体制を継続することを目的として、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>北海道医療計画各別表に定める、救命救急センター及び二次救急医療機関、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児地域医療センター、小児地域支援病院に対し、医療従事者を派遣する医療機関の開設者で厚生労働大臣が適当と認めるものとする。</p>	<p>医療従事者派遣に要する経費のうち、次に掲げるもの 賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託費（前記経費に該当するもの）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>2 ヘリコプター患者搬送体制整備事業費補助金 新型コロナウイルス感染症患者をドクターヘリ等のヘリコプターで搬送できるようにすることにより、特に島しょ部やへ</p>	<p>第三次救急医療体制の充実を図るため、北海道医療計画に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営するドク</p>	<p>搬送体制整備を図るための設備整備に要する経費のうち、次に掲げるもの 備品購入費、需用費（消耗品費、材料費）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 その他参考となるべき書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		

<p>き地における搬送、状況や重症度によっては都道府県を越えた搬送にも対応した搬送体制を整備するため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>ターヘリを配備した救命救急センターで、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。</p>		<p>附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第33号様式 その他参考となるべき書類</p>				
<p>3 子育て支援対策事業 「子育て安心プラン実施計画」等の円滑な推進を図るため、「北海道安心こども基金」を活用して、保育所の計画的な整備等の実施、認定こども園等の新たな保育の需要への対応並びに小学校就学前の子どもの教育及び保育に要する費用の無償化に係る事務の円滑な実施を通じて、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として、予算の範囲内で交付する。</p>		<p>補助対象者が次の(1)から(4)までの事業を行う場合における当該事業に要する経費（当該事業ごとに補助対象経費欄に掲げる経費に限る。）。ただし、市町村が事業者当該事業費を補助等する場合にあっては、当該補助等の対象となる事業に要する経費（当該事業ごとに補助対象経費欄に掲げる経費に限る。）</p>				<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 保育所緊急整備事業</p>	<p>市町村</p>	<p>保育所、幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分等の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>2分の1以内又は3分の2以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第265号様式 保福第267号様式 保福第269号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第266号様式 保福第268号様式 保福第269号様式 別に指示する様式</p>			

		及び仮施設整備に必要な賃借料、 工事費又は工事請負費						
(2) 小規模保育整備事業	市町村	小規模保育事業所の整備に要する 工事費又は工事請負費及び工事事務 費、事業を行うにあたり必要な設計 費、小規模保育事業所の開設準備に 必要な費用、新たに土地を賃借して 小規模保育事業所を整備する場合に 必要な費用、定期借地権契約により 土地を確保し小規模保育事業所を整 備する場合に必要となる権利金や前 払地代などの費用、特殊附帯工事に 必要な工事費又は工事請負費、解体 撤去に必要な工事費又は工事請負費 及び仮施設整備に必要な賃借料、 工事費又は工事請負費	2分の1以内又 は3分の2以内 (寄附金その他 の収入金がある ときは、補助金 等の額の算定に 当たり、当該寄 附金その他の収 入金の控除等を 行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第265号様式 保福第267号様式 保福第269号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第266号様式 保福第268号様式 保福第269号様式 別に指示する様式			
(3) 認定こども園整備事 業	市町村	幼保連携型認定こども園において 学校としての教育を実施する部分、 保育所型認定こども園の幼稚園機能 部分、幼稚園型認定こども園の保育 所機能部分等の整備に要する工事費 又は工事請負費及び工事事務費、特 殊附帯工事に必要な工事費又は工事 請負費、事業を行うにあたり必要な 設計費、解体撤去に必要な工事費又 は工事請負費及び仮施設整備に必 要な賃借料、工事費又は工事請負費、 施設の改修等に必要な費用	2分の1以内又 は3分の2以内 (寄附金その他 の収入金がある ときは、補助金 等の額の算定に 当たり、当該寄 附金その他の収 入金の控除等を 行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第265号様式 保福第267号様式 保福第269号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第266号様式 保福第268号様式 保福第269号様式 別に指示する様式			
(4) 幼児教育・保育無償 化円滑化事業	市町村	市町村における幼児教育・保育の 無償化の実施及び無償化の実施に伴う システム改修及び設備整備を行うため に必要な超過勤務手当、管理職員特別 勤務手当、給料及び超過勤務手当以外 の諸手当（会計年度任用職員及び臨時 的任用職員（臨時の職に関する場合に 限る。以下同じ。）に関するものに限	10分の10以内 (寄附金その他 の収入金がある ときは、補助金 等の額の算定に 当たり、当該寄 附金その他の収	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第265号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第266号様式 別に指示する様式			

		る。)、報酬、職員旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告費、手数料等)、共済費(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費(システム改修等に関するものに限る。)、備品購入費(システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。)、負担金(システム改修等に関する共同開発によるものに限る。)	入金の控除等を行う。)						
4	看護師等養成所遠隔教育環境整備事業 保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成所(以下「看護師等養成所」)における遠隔授業の実施に必要な通信環境等の整備によって看護基礎教育の充実等を図り、近年の高度、専門化した医療に対応できる高い技術力を持つ看護職員を養成することを目的として、予算の範囲内で補助する。	道内の看護師等養成所(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、保健師助産師看護師法第21条第4号の看護師養成所(通信制の課程に限る。)、防衛省、学校法人及び地方自治体が設置する看護師等養成所は除く。)を設置する者。	(1) 新型コロナウイルス感染拡大に対応するための遠隔授業を実施するために必要な設備整備費(遠隔授業実施に係るシステム・サーバー等の購入費、遠隔授業を行うために使用する設備(パソコン、カメラ、マイク及びこれらの付属品等)の購入費) (2) インターネット回線への接続機器(無線LAN、可搬型通信機器(モバイルWi-Fiルーター等)の購入費(通信費用は除く。)) (3) インターネット回線に接続し、複数の情報機器端末を介して双方向送受信を行う等遠隔授業の実施にあたり必要となるソフトウェアの購入費	2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の6号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の6号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課		